

「放送通信機資材等の適合性評価に関する告示」一部を改正するにあたって国民に予告し意見を収集するため、その趣旨と主要内容を「行政手続法」第 46 条の規定により次のように公告する。

2024 年 4 月 26 日  
国立電波研究院長国立電波研究院長

## 「放送通信機資材等の適合性評価に関する告示」一部改正（案） 行政予告

### 1. 改正理由

告示改正（案）は、企業負担緩和のための自己適合確認制度導入と消費者保護のための不適合機資材報告・是正義務及び国内代理人の指定・代理事項の根拠、適合性評価表示の簡素化など電波法が改正されることにより、同法施行令で委任された詳細を規定するため

### 2. 主な内容

#### イ. 自己適合確認制度導入による細部手続きの整備及び対象機材の再分類

(第 11 条、第 12 条、第 18 条第 4 項・第 5 項、第 27 条第 3 項、別表 1、別紙第 21 号書式)

- 自己適合確認機材の書面作成、公開、書類保管、変更、解約に対する手続き・方法を新設し、対象機資材を再分類

## ロ. 不適合機資材に対する報告・是正義務詳細手続き

(第 25 条、別紙第 22 号から第 24 号書式まで)

- 適合性評価を受けた機資材の重大欠陥等を認知することになった場合に不適合報告、是正・回収等措置計画及び結果提出、不適合機資材情報公開等に対する手続・方法新設

## ハ. 海外製造業者の韓国国内代理人指定及び代理事項の明確化等

(第 30 条)

- 適合性評価のための国内代理人の指定根拠及び代理事項を明確にし、指定された国内代理人を変更できるように、当該手続きの新設

## 二. 適合性評価表示方法の改善 (別表 5 全面改正)

- 適合性評価を受けた事実を表示する場合は、機資材と包装の両方に表示しなければならなかったが、機資材または包装に表示できるように表示方法の簡素化

## ホ. 電波法令改正等による関連条文の現行化及び別紙書式整備

(第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 10 条、第 13 条から第 24 条まで、第 26 条から第 32 条まで、別表 4、別表 6、別表 7、別紙第 1 号・第 4 号・第 5 号・第 6 号、第 8 号・第 9 号・第 10 号・第 11 号・第 12 号・第 13 号・第 17 号・第 18 号・第 19 号・第 20 号書式)

- 電波法令改正、告示条文新設等による条文番号及び関連書式等現行化

## 3. 意見提出

上記改正内容について意見のある機関、団体又は個人は、2024 年 6 月 26 日までに次の事項を記載した意見書を国立電波研究院（CC：情報通信適合性評価課）に提出してください。

イ. 行政予告事項に対する項目別意見（賛否の有無とその理由）

ロ. 氏名（団体の場合は団体名と代表者名）、住所、電話番号

ハ. その他参考資料

二. 送付先：国立電波研究院情報通信適性評価課

○住所：전라남도 나주시 빛가람로 767（郵便番号：58323）

○電話：061) 338 - 4711

○ファックス：061) 338 - 4719

○電子メール：kimjh777@korea.kr

※ホームページ（<http://rra.go.kr>）利用方法：홈페이지 접속 → 민원·참여 → 전자공청회

（ホームページ接続→苦情·参加→電子公聴会）

#### 4. 参考事項

イ. 関係法令：電波法第 58 条の 2 から第 58 条の 4 まで、第 58 条の 11、第 58 条の 13

ロ. 新・構造文対比表：別添